

府政防第 1092 号
令和 7 年 7 月 8 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難支援担当）

被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について

平素より、被災者支援行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和 7 年 7 月 1 日府政防第 1051 号消防災第 104 号）」により通知したところですが、下記に、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 に規定する被災者台帳の作成等について、更なる留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、関係部局及び都道府県内市区町村に周知し、災害ケースマネジメント等の被災者支援に万全の対応を実施していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改正法により新たに規定された内容について

（1）被災者台帳（法第 90 条の 3 第 1 項に規定する「被災者台帳」をいう。以下同じ。）の作成について

改正法による改正前の災害対策基本法（以下「旧法」という。）第 90 条の 3 第 4 項に基づき、市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとされています。

今般、改正法により、同項に基づき、被災者に関する情報の提供を求めることができる対象として、登録被災者援護協力団体（法第 33 条の 2 第 1 項の登録を受けた被災者援護協力団体をいう。以下同じ。）を規定しました。

また、市町村長が、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し法第 90 条の 3 第 4 項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができることとするとともに、都道府県知事は、その要求に応ずるため必要があると認めるときは、関

係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができることとしました。

（２）台帳情報の利用及び提供について

旧法第 90 条の 4 第 1 項各号に基づき、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報（同項に規定する「台帳情報」をいう。以下同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができることとされています。

- ・ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ・ 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ・ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

今般、上記に加え、次の事項を追加しました。

- ・ 災害に起因して生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがある場合において、市町村長が、当該被災者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認め、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2. 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）との関係について

（1）個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」の適用について

例えば、下記の規定のうち市町村長からの情報提供の求めに応じて、登録被災者援護協力団体が当該市町村長に対し被災者に関する個人データを提供する場合については個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを提供することが可能で、下記の規定のうち行政機関の長等が被災者に関する保有個人情報を提供する場合については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該保有個人情報を提供することが可能です。

- ・ 法第 86 条の 8 第 3 項及び第 8 項（広域一時滞在の協議等関係）
- ・ 法第 86 条の 9 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 14 項（都道府県外広域一時滞在の協議等関係）
- ・ 法第 90 条の 3 第 4 項（被災者台帳の作成関係）
- ・ 法第 90 条の 3 第 5 項及び第 6 項（被災者台帳の作成関係）
- ・ 法第 90 条 4 の第 1 項各号（台帳情報の利用及び提供関係）

【補足解説】

（広域一時滞在の協議等関係）

例えば、法第 86 条の 8 第 6 項に規定する協議元市町村長は、同条第 3 項に基づき、同条第 4 項に規定する協議先市町村長に対し、あらかじめ本人の同意を得ることなく、広域一時滞在の協議に係る各被災住民に関する情報（保有個人情報）を提供することとなります。

（広域一時滞在の協議等関係）

例えば、法第 86 条の 8 第 4 項に規定する協議先市町村長は、同条第 8 項に基づき、同条第 6 項に規定する協議元市町村長から求められたときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、広域一時滞在を受け入れた被災住民に関する情報（保有個人情報）を提供することとなります。

（都道府県外広域一時滞在の協議等関係）

例えば、法第 86 条の 9 第 2 項に基づき市町村長は都道府県知事に対し、同条第 5 項に基づき都道府県知事は他の都道府県知事に対し、同条第 7 項に基づき同条第 6 項に規定する協議先都道府県知事は協議をする関係市町村長に対し、あらかじめ本人の同意を得ることなく、都道府県外広域一時滞在の協議に係る各被災住民に関する情報（保有個人情報）を提供することとなります。

（都道府県外広域一時滞在の協議等関係）

例えば、法第 86 条の 9 第 8 項に規定する都道府県外協議先市町村長は、同条第 14 項に基づき、同条第 12 項に規定する都道府県外協議元市町村長から求められたときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、都道府県外広域一時滞在を受け入れた被災住民に関する情報（保有個人情報）を提供することとなります。

（被災者台帳の作成関係）

例えば、関係地方公共団体の長、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体その他の者は、法第 90 条の 3 第 4 項の規定に基づき、市町村長に対し、あらかじめ本人の同意を得ることなく、被災者に関する情報（保有個人情報又は個人データ）を提供

することが可能です。

（被災者台帳の作成関係）

例えば、法第 90 条の 3 第 6 項に基づき情報提供の求めを受けた関係地方公共団体の長その他の者は、同項に基づき、求めを行った都道府県知事に対し、あらかじめ本人の同意を得ることなく、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報（保有個人情報）を提供することが可能です。

また、法第 90 条の 3 第 5 項に基づき情報提供の求めを受けた都道府県知事は、同項に基づき、求めを行った市町村長に対し、あらかじめ本人の同意を得ることなく、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報（保有個人情報）を提供することが可能です。

（２）市町村長から委託を受けた民間事業者による台帳情報の利用について

例えば、市町村長が、被災者の戸別訪問業務（予算事業に限らない。）を民間事業者に委託し、その際、当該委託を受けた民間事業者（以下「委託事業者」という。）に対し、戸別訪問に必要となる台帳情報を提供する場合が想定されます。

このとき、個人情報の取扱いの委託に伴う提供を受けた委託事業者は、被災者の戸別訪問という委託された業務の範囲内でのみ、台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければなりません（個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号）。また、委託元の市町村長としては、5.（５）にあるように個人情報の取扱いを委託する場合の安全管理措置を講ずる必要があります。

なお、委託事業者が、被災者台帳の作成主体である市町村長に対して、戸別訪問業務で新たに入手した個人情報を提供する場合が想定されますが、委託事業者が個人情報保護法第 16 条第 2 項の「個人情報取扱事業者」に該当する場合、個人情報保護法第 4 章の規定も適用されることから、当該情報の利用目的（市町村における被災者台帳の作成のための提供）を特定し、あらかじめ、本人の同意を取っておくことが重要です。この場合、必ずしも書面によることを要しませんが、紛争回避の観点から書面（電磁的記録を含む）によることが望ましく、口頭で同意を得る場合にも、同意を得た方法、日時などを記録しておくことが望ましいです。

3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）との関係について

（1）法第 90 条の 3 第 4 項及び第 6 項の適用における個人番号を含む被災者に関する情報の取扱いについて

市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとされています（法第 90 条の 3 第 4 項）。また、市町村長は、当該求めを行うときは、必要に応じ、都道府県知事に対し協力を求めることができ（法第 90 条の 3 第 5 項）、都道府県知事は、市町村長による協力の求めに応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとされています（法第 90 条の 3 第 6 項）。

この点、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する「特定個人情報」をいう。以下同じ。）の提供については、番号利用法第 19 条各号に該当する場合を除き認められていませんが、市町村長（都道府県知事）から、法第 90 条の 3 第 4 項の規定により個人番号を含む被災者に関する情報（特定個人情報に該当。）の提供の求めを受けた関係地方公共団体の長その他の者は、個人番号関係事務実施者（番号利用法第 2 条第 14 項に規定する「個人番号関係事務実施者」をいう。以下同じ。）として、同法第 19 条第 2 号に基づき、当該事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報の提供が可能です。

また、当該関係地方公共団体の長その他の者が、法第 90 条の 3 第 6 項による求めに応じ都道府県知事に提供した当該情報については、都道府県知事が、個人番号関係事務実施者として、番号利用法第 19 条第 2 号に基づき、協力の求めを行った市町村長に対して提供することが可能です。なお、このとき、都道府県知事は、同法第 9 条第 4 項に基づき、法第 90 条の 3 第 6 項の事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます（例：当該事務処理に関して保有することとなる特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。以下同じ。）において個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する）。

（2）個人番号を含む台帳情報の提供に係る番号利用法第 19 条第 16 号の適用について

個人番号を含む台帳情報（特定個人情報に該当。）の提供については、番号利用法第 19 条各号に該当する場合を除き、認められていません。

この点、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合においては、個人番号を含む台帳情報の提供が可能であり（同条第 16 号）、当該要件に該当するか否かについては、個別具体的なケースに応じて適切に判断されるべきですが、当該要件に該当すると考

えられるものを例示すると次のとおりです。

- ・都道府県知事が住民の命を守るために実施する広域的な避難のためのデータベースを構築するため、被災者台帳を作成した市町村長が、都道府県知事に対して個人番号を含む台帳情報を提供する場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・都道府県が住民の生命、財産を保護するための義援金を交付するため、被災者台帳を作成した市町村長が、都道府県に対して個人番号を含む台帳情報を提供する場合において、本人の同意を得ることが困難であるとき

なお、このとき、個人番号を含む台帳情報の提供を受けた者は、番号利用法第9条第6項に基づき、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます（例：上記の事務処理に関して保有することとなる特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用する）。

（３）安全管理措置について

被災者台帳の作成等に関する事務において個人番号を利用する場合、地方公共団体の機関（市町村長、都道府県知事その他の機関を含む。以下（３）において同じ。）は、個人番号利用事務実施者（番号利用法第2条第13項に規定する「個人番号利用事務実施者」をいう。）又は個人番号関係事務実施者として、同法第12条の規定により、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、地方公共団体の機関は、個人情報保護法第66条第1項の規定により、保有個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

※安全管理措置については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）を参照

（４）特定個人情報保護評価について

番号利用法第2条第15項に規定する行政機関の長等（市町村長を含む。）は、同法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「保護評価規則」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合、原則として当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施すること（以下「事前評価」という。）とされています。

しかし、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、保護評価規則第9条第2項の規定に基づき、事後評価（特定個人情報ファイルを保有した後速やかに特定個人情報保護評価を実施すること等をいう。）を行うものとされています。

一方、上記（１）又は（２）を踏まえ、災害発生前に、被災者台帳を作成するためのシス

テム等において特定個人情報ファイルを保有することを想定した開発又は改修を実施する場合には、原則どおり、当該システムのプログラミング開始前の適切な時期に、事前評価を実施する必要があります。

※特定個人情報保護評価については、「特定個人情報保護評価指針」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）を参照

4. 都道府県知事による被災者台帳の作成への協力等について

(1) 関係地方公共団体の長その他の者に対する被災者に関する情報の提供の求め

1. (1) のとおり、今般、市町村長が、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し法第 90 条の 3 第 4 項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができることとするとともに、都道府県知事は、その要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができることとしました。

(2) データベースの構築について

都道府県は、実務上、被災者に対する援護の実施に必要な範囲内で被災者に関する情報のデータベースを構築することも想定されます。この場合、他の地方公共団体等に対してデータベースの情報を提供することが想定される場合には、平時から、データベースの構築を行うとともに、当該情報の想定される提供先の範囲や属性等を含め、あらかじめ、その利用目的を特定しておくことが望ましいです。例えば、都道府県及び関係地方公共団体が被災者に関する情報を共有するためのデータベースを構築する場合、あらかじめ、当該個人情報保有する都道府県及び関係地方公共団体が、当該利用目的を特定し、個人情報ファイル簿を作成・公表するといった対応をしておくことで、被災者の同意なしに、当該データベースを構築し被災者に関する情報を共有することが可能です（個人情報保護法第 61 条、第 69 条、第 75 条関係）。

5. 被災者台帳を活用した被災者支援の適切な実施について

(1) 平時からの準備の推進

被災者台帳は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災害発生時に被災市町村において、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約し、作成されるものであり、被災者の各種情報を共有できるため、災害ケースマネジメントにも活用できます（例：台帳情報をベースに、戸別訪問の候補先リストを作成する。）。

被災者台帳の作成に当たっては、災害発生後に速やかに作成することが可能となるよう、関係部局と連携し、あらかじめ、既存の情報を収集・集約し被災者台帳の原型となるものを作成しておくことや、被災者台帳の作成や管理が可能なシステムを構築しておくこと、被災者台帳に記載・記録する事項や情報の入手・共有・提供のための方法等についてマニュアル化しておくことが重要です。加えて、被災者台帳作成のための研修や、被災者台帳を活用した訓練を行うことが重要です。

(2) 個人番号の活用について

被災者台帳の作成時に個人番号を利用することで、番号利用法第9条第2項に基づく条例を制定し被災者の援護事務に必要な情報（特定個人情報）を庁内から入手することが可能となるほか、被災者が他の市町村の住民の場合は、情報提供ネットワークシステムを使用し、その団体から当該住民の福祉関係情報の提供を受けることが可能です。

(3) 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」の活用について

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月）において、被災者台帳の作成、利用及び提供に係る手順等について、個人番号の利用も含め示しているところですので、ご参考としてください。

（ご参考）「被災者台帳の作成等に関する実務指針」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf

(4) 「被災者台帳作成の事前準備のための簡単チェックリスト等の送付について」の活用について

「被災者台帳作成の事前準備のための簡単チェックリスト等の送付について」（令和7年2月14日内閣府事務連絡）において、被災者台帳作成の事前準備について、実例に基づく項目例も含め示しているところですので、ご参考としてください。

（ご参考）「被災者台帳作成の事前準備のための簡単チェックリスト等の送付について」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_tuti.pdf

(5) 個人情報保護法上の安全管理措置義務について

行政機関の長等は、個人情報を取り扱うこととなる場合、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないこととされています（個人情報保護法第 66 条第 1 項）。

安全管理措置の内容としては、例えば、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられます。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）(5-3-1 (安全管理措置)) その他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められます。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければなりません。

「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。

また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要です。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要があります。

具体的に講じなければならない措置については、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）「4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）」を参照ください。

なお、個人情報の取扱いを委託する場合は、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられます。

また、委託先が個人情報取扱事業者に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（個人情報保護法第 23 条）も負うこととなるところ、

行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人情報の適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられます。

また、登録被災者援護協力団体等の民間事業者についても、個人データを取り扱うこととなる場合、個人情報取扱事業者として、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければなりません（個人情報保護法第 23 条）。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければなりません。

同条に規定する「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。

具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照ください。